

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	真実の語り方 : ゾラ「陪審団への宣言(Déclaration au jury)」 の場合
Author(s)	宮川, 朗子
Citation	フランス文学, 28 : 1 - 15
Issue Date	2011-06-01
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00041110
Right	
Relation	



真実の語り方

—ゾラ「陪審団への宣言(Déclaration au jury)」の場合—

宮川 朗子

はじめに

エミール・ゾラ(1840-1902)がドレフュス事件に参加した理由として、これまで様々な説が立てられてきたが、近年、事件のドラマに魅せられていたという、当時のゾラの態度に注目が集まっている。これは、ゾラをドレフュス事件の再審請求の運動に引き入れようとしたベルナール・ラザールが最初にこの作家を訪問した時に抱いた印象や、事件への参加を決めたゾラが、インタビューやドレフュス擁護の論文中でも、事件のドラマに魅せられていることを率直に語っていることから明らかである。しかしながら、ゾラはただ単に事件の悲劇的な美しさのみに心を奪われていたわけではなかった。この事件が歴史に刻まれるということも同時に認識していたのである。例えば、1899年7月のインタビューでは、この事件を小説化する意図の有無を尋ねたジャーナリストに対し、

L'exploitation, par moi, de l'affaire Dreyfus, serait basse et vilaine. D'ailleurs, l'affaire appartient uniquement à l'Histoire. L'histoire en est tellement belle, tragique, complète en elle-même que je ne la vois pas au théâtre. Et puis, elle met en scène des personnages vivants. Pour en faire une pièce, il faudrait y ajouter enfin une partie romanesque qui la dénaturerait²⁾.

と答えている。この回答には、ドレフュス事件を「歴史にのみ属する(l'affaire appartient uniquement à l'Histoire)」とし、かつ歴史は歪曲されてはならないというゾラの態度が示されている。

それでは、ゾラの筆によるドレフュス擁護運動は、事実のみを連ねたテキストだったのだろうか。ドラマやロマネスクな部分、あるいは文体の美しさの追及といった作家ならではの配慮は全て排除されたのだろうか。そのようなことは全くなかった。実際、自分の裁判での印象をメモした「法廷での印象(Impressions d'audience)」において、ゾラは、「我々は全て知っていた。しかしそれをどう言おうか。(Nous savions tout, mais comment le dire?)」(OCNM, 18, 535)という難問に突き当たっている。

確かに、『前進する真実』所収の論文には、事件の真実を忠実に語ろうとする意図と「どのように言うか」という文章の美しさや効果の追求という二つの異なる関心が認

められる。そこで拙論では、この論集の中心の位置を占める「陪審団への宣言」におけるこの二つの傾向の表出に着目する。そして、この「宣言」の三つのバージョンを比べながら、ゾラが選択した語彙や表現から推測される、この作家の事件へのかかわり方や、このテキストから読み取ることのできるゾラの意図や文体への配慮に迫ってみたい。

1. 「陪審団への宣言」の発表経緯とその三つのバージョン

1898年1月13日の『ローロール(L'Aurore)』紙に掲載されたゾラの「共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (Lettre à M. Félix Faure, Président de la République)」(「私は告発する...!(J'accuse...!)」のタイトルで知られる)が、ドレフュス事件の流れを変えたことは言うまでもないが、これにより、ゾラは陸軍側から告訴され、それはまず、1898年2月7日から始まった一回目の「ゾラ裁判」を引き起こすこととなった。ここで検討する「陪審団への宣言」は、この裁判において、判決が下る前にゾラが陪審団にむかって「手紙」を発表した意図を釈明したものである。このテキストは、裁判においてゾラが最も長く発言したものであり、ドレフュス事件という特異な事件の性格や、事件におけるゾラの役割を知る上で、重要な史料であることはいうまでもない。

ところで、「陪審団への宣言」は、ドレフュス事件の歴史という観点からだけでなく、ゾラの執筆活動、そして『前進する真実』という論集においても、特異な性格を持つものである。それはまず、このテキストが、論集中唯一裁判という公の場で読まれたテキストであるという点である。そして少なくとも、この裁判記録における「私(=Je)」は、発話者ゾラと考えると問題ないが、それゆえに他の二つ、すなわち、裁判において読まれたテキストや裁判翌日の新聞に発表されたテキストとの違いは明らかであり、それらと比較する時、興味深い点が見えてくる。そこでここではまず、この三つのテキストの違いについて考えてみる。

まずここで、「陪審団への宣言」の三つのバージョンを紹介しておく。一つ目はゾラが1898年2月21日にセーヌ地方重罪院で読み上げたものを速記者が書きとった記録。二つ目は、ゾラが読み上げたテキストとして、その翌日『ローロール』紙に掲載された新聞記事。三つ目は、その約三年後、ゾラが『前進する真実』中に収めたテキストである。これらは以後、それぞれ順にa、b、cとし、a、cからの引用はこの記号の後に頁番号を、bについては引用箇所がある欄を記事の最初の欄から数えた時の順番を示す数字のみを記すこととする。

- a. « Déclaration de M. Émile Zola », in *Le Procès Zola, 7 février -23 février 1898 devant la cour d'assises de la Seine, compte rendu sténographique « in-extenso »*, Stock, 1998, p. 821-827.
- b. « Déclaration au jury », in *L'Aurore*, 22 février 1898, p. 1.
- c. « Déclaration au jury », in Émile Zola, *La Vérité en marche*, Fasquelle, 1901, p. 97-110.

これらの公の発表の順番は、a、b、cの順、すなわち、裁判中の口頭での発表、裁判翌日の新聞へのテキスト掲載、そしてその三年後の論集に収録されたテキストの順になる。しかし、「陪審団への宣言」は、裁判では読み上げられたものであるゆえに、その原稿は裁判の時にはすでに書きあげられていたと考えて差し支えない³⁾。よって、aとbのテキストに関しては、bが先に書かれていて、それが裁判で読みあげられ、さらにそれを速記者が書きとめたものがaとなるだろう。ゆえにaのテキストは、厳密には、ゾラが書いたものとはいえない。実際、この三点を比較した時、違いはまずaとb、cのテキストとの間に顕著に認められる。そこでまず、この違いについて詳しく検討する。

2. ヴァリエント検証(1)：法廷での「宣言」と書かれた「宣言」

aがbやcと最も異なる点は、ゾラが読み上げた内容の他、法廷内の反応も記録されていることである。次の引用は、「宣言」の冒頭部分である。

(引用1)

Messieurs les jurés,

À la Chambre, dans la séance du 22 janvier, M. Méline, président du Conseil des ministres, a déclaré, aux applaudissements frénétiques de sa majorité complaisante, qu'il avait confiance dans les douze citoyens aux mains desquels il remettait la défense de l'armée. C'était de vous qu'il parlait, messieurs. Et, de même que M. le général Billot avait dicté son arrêt au conseil de guerre chargé d'acquitter le commandant Esterhazy, en donnant du haut de la tribune à des subordonnés la consigne militaire du respect indiscutable de la chose jugée, de même M. Méline a voulu vous donner l'ordre de me condamner, au nom du respect de l'armée, qu'il m'accuse d'avoir outragée.

(Vives protestations dans l'auditoire.)

M. LE PRÉSIDENT. — M. Méline n'a donné aucun ordre.

(M. Émile Zola continue.)

(a. 821-822)

引用中の丸括弧内は、速記者が記録した法廷内の様子である。さらに、ゾラが読みあげている途中で、裁判長が口を挟んだことも記録されている(引用下から二行目)。このため、法廷内の臨場感も読み取りやすく、このテキストからは、しばしば劇場にたとえられたドレフェス及びゾラ裁判の空気が、他の二つのテキストよりも一層生き生きと伝えられている印象を受けるだろう。そして同時に、ゾラが原稿をすでに用意してきたにもかかわらず、最後まで何の障害もなくそれを読ませてもらえるような状況には置かれていなかったこともわかる。ゾラは、自分に敵対する陣営から投げかけられる野次や不満の声に勝る強さで原稿を読まねばならなかった。このことが、aにおける感嘆符の多さに説明がつく。例えば次にあげる「宣言」の最終部分は、ゾラの語調が激しさを増している様子がはっきりと読み取れる。

(引用2)

- a. À cette heure solennelle, devant ce tribunal qui représente la justice humaine, devant vous, messieurs les jurés, qui êtes l'incarnation même du pays, devant toute la France, devant le monde entier, je jure que Dreyfus est innocent! Et, par mes quarante années de travail, par l'autorité que ce labeur a pu me donner, je jure que Dreyfus est innocent! Et, par tout ce que j'ai conquis, par le nom que je me suis fait, par mes œuvres qui ont aidé à l'expansion des lettres françaises, je jure que Dreyfus est innocent! Que tout cela croule, que mes œuvres périssent, si Dreyfus n'est pas innocent! Il est innocent! (827)
- b. À cette heure solennelle, devant ce tribunal qui représente la justice humaine, devant vous, messieurs les jurés, qui êtes l'émanation même de la nation, devant toute la France, devant le monde entier, je jure que Dreyfus est innocent. Et, par mes quarante années de travail, par l'autorité que ce labeur a pu me donner, je jure que Dreyfus est innocent. Et, par tout ce que j'ai conquis, par le nom que je me suis fait, par mes œuvres qui ont aidé à l'expansion des lettres françaises, je jure que Dreyfus est innocent. Que tout cela croule, que mes œuvres périssent, si Dreyfus n'est pas innocent! Il est innocent. (5^e colonne)
- c. À cette heure solennelle, devant ce tribunal qui représente la justice humaine, devant vous, messieurs les jurés, qui êtes l'émanation même de la nation, devant toute la France, devant le monde entier, je jure que Dreyfus est innocent. Et, par

mes quarante années de travail, par l'autorité que ce labeur a pu me donner, je jure que Dreyfus est innocent. Et, par tout ce que j'ai conquis, par le nom que je me suis fait, par mes œuvres qui ont aidé à l'expansion des lettres françaises, je jure que Dreyfus est innocent. Que tout cela croule, que mes œuvres périssent, si Dreyfus n'est pas innocent! Il est innocent. (109) (下線は引用者による。)

b や c と比べ、a には感嘆符がかなり多いが、この理由は、この箇所を書きとった直後、次の括弧に入れて付した速記者の記録から説明することができる。

(引用 3)

(Des murmures se font entendre chaque fois que M. Émile Zola répète : « Je jure que Dreyfus est innocent! » On crie : « La preuve! La preuve! Donnez la preuve! ») (a. 827)

つまりゾラは、法廷内で敵対勢力から投げかけられた野次に打ち勝とうとすべく、声を張り上げていたのだ。そして、その調子を速記者が強調ととらえ、感嘆符をつけたといえよう。

ゾラのテキストに挿入された法廷内の声やそこからうかがえるゾラの強い語調を示す記号といった一目見て分かる部分に加え、a と残りの二点のテキストとの違いは、当時の社会に流布していた言説の挿入方法にも認められる。「陪審団への宣言」においては、具体的に二つの言説が引用されている。まずは、a の例を見てみよう。

(引用 4)

a-1. J'affirme que ce sont eux qui la déshonorent, cette grande armée nationale, lorsqu'ils mêlent les cris de « Vive l'armée! » à ceux de : « À mort les juifs! » Et ils ont crié : « Vive Esterhazy! » Grand Dieu! le peuple de saint Louis, de Bayard, de Condé et de Hoche, le peuple qui compte cent victoires géantes, le peuple des grandes guerres de la République et de l'Empire, le peuple dont la force, la grâce et la générosité ont ébloui l'univers, criant : « Vive Esterhazy! » C'est une honte dont notre effort de vérité et de justice peut seul nous laver. (823)

a-2. Vous n'en êtes pas à dire comme beaucoup : « Que nous importe qu'un innocent soit à l'île du Diable! Est-ce que l'intérêt d'un seul vaut la peine de troubler ainsi un grand pays! » (824) (下線は引用者による。)

下線部は、ドレフュス事件当時のフランス社会に流布していた言説であり、これは全て鍵括弧に入れ、直接話法として処理されている。そしてこれらの引用部分は、a-1 においては「私(Je)」(=ゾラ)、「我々(nous)」(=ゾラ及びその陣営)と「彼ら(eux, ils)」(=エステラジーを擁護し、ゾラの陣営の運動を阻む人々)とが、また a-2 においては「あなた方(Vous)」(=陪審団)と「我々(nous)」(=ドレフュスの冤罪を認めていながら国家の混乱を危惧して関わりを持とうとしない人々。ゾラの陣営にとっては a-1 における「彼ら」と同列に置かれる存在。)とが対立関係にある。さらに、この a-2 から a-1 を読み返す時、後者の引用の最後の文「我々の真実と正義の努力のみが清めることのできる恥なのである(C'est une honte dont notre effort de vérité et de justice peut seul nous laver.)」における nous には、正義を通す人々としてゾラが期待を寄せた陪審団まで射程に入っていたという可能性もある。この時、速記者がこれらの社会言説を全て鍵括弧に入れて引用した意図が推測できる。つまり速記者は、これらの言説がゾラとその陣営及び陪審団以外の、ゾラに批判的な勢力によって発せられたものとして捉えているのである。

それでは、b、c においてこれらの言説はどのように記述されているだろうか。

(引用 5)

b-1. J'affirme que c'est [sic] eux qui la déshonorent, cette grande armée nationale, lorsqu'ils mêlent les cris de : Vive l'armée! à ceux de : À mort les juifs! Et ils ont crié : Vive Esterhazy! Grand Dieu! le peuple de saint Louis, de Bayard, de Condé et de Hoche, le peuple qui compte cent victoires géantes, le peuple des grandes guerres de la République et de l'Empire, le peuple dont la force, la grâce et la générosité ont ébloui l'univers, criant : Vive Esterhazy! C'est une honte dont notre effort de vérité et de justice peut seul nous laver. (2^e colonne)

b-2. Vous n'en êtes pas à dire comme beaucoup : « Que nous importe qu'un innocent soit à l'île du Diable! Est-ce que l'intérêt d'un seul vaut la peine de troubler ainsi un grand pays? » (3^e colonne)

c-1. J'affirme que ce sont eux qui la déshonorent, cette grande armée nationale, lorsqu'ils mêlent les cris de : Vive l'armée! à ceux de : À mort les juifs! Et ils ont crié : Vive Esterhazy! Grand Dieu! le peuple de saint Louis, de Bayard, de Condé et de Hoche, le peuple qui compte cent victoires géantes, le peuple des grandes guerres de la République et de l'Empire, le peuple dont la force, la grâce et la générosité ont ébloui l'univers, criant : Vive Esterhazy! C'est une honte dont notre effort de vérité et de justice peut seul nous laver. (101)

c-2. Vous n'en êtes pas à dire comme beaucoup : « Que nous importe qu'un innocent soit à l'île du Diable! Est-ce que l'intérêt d'un seul vaut la peine de troubler ainsi un grand pays? » (103) (下線は引用者による。)

a-1 の下線部に対応する b-1、c-1 の下線部は、自由間接話法によって引用されている。自由間接話法は、ゾラがしばしば小説で用いた手法であり、直接話法あるいは間接話法で書かれた発話の延長や社会理論や科学的知識を要約して紹介する場合などが、この手法がもちいられる主なケースである。加えて『居酒屋』におけるジェルヴェーズに関する噂話⁴⁴や『パリの胃袋』における中央市場の商人たちがする噂話⁴⁵のように、言説の出所あるいは言説の正統性を曖昧にする場合にもしばしば使われている。この点を考慮すると、a-1 において直接話法によって引用されていた言説の主体は、ゾラとその陣営に批判的な勢力であることが明確であったのに対し、b-1、c-1 においては、自由間接話法によりその主体が曖昧になる。もちろん、この言説がゾラとその陣営に帰するはずはないことは明らかなのだが、陪審団とその勢力との関係は、かなり曖昧になる。実際、ゾラ裁判において、陪審団の大半がゾラを有罪としており、しかもこのことは判決以前にすでにゾラには予測できていた。つまり、陪審団の中に「ユダヤ人に死を！(À mort les juifs!)」「エステラジー万歳(Vive Esterhazy!)」と実際に叫んだ者がいた可能性もあるゆえに、この部分を自由間接話法で書いた方が歴史的事実の認識としては妥当なのだ。

しかしながら、ここで一つの矛盾が認められる。a-2 に対応する b-2、c-2 の言説は、この三つのヴァージョン全てにおいて、直接話法で記されている。b-1、c-1 について考慮した通り、歴史的観点から考えるならば、陪審団の中に、この言説を実際発したものがいたことは十分ありうるのだから、ここも自由間接話法で書いて主体をぼかしたほうがより歴史的事実に適っていると考えられるだろう。しかしながらゾラはそうしなかった。この点については、事件の展開に忠実であることとは別の事情によることが考えられる。ではこの別の事情とは何だろうか。

まず注意したいのは、このテキストにおけるディスクールの各部の順序である。先程、a のテキストにおける人称の対立関係をみた際、a-1 における陪審団に対立する彼らという構図は a-2 のくだりを読むとより明確になると述べた。このことを言い換えるならば、a-1、b-1、c-1 の段階では、ゾラとその陣営、彼らに敵対する陣営という二つの陣営に対する陪審団の位置は、まだ明瞭でないということになる。それに対し、a-2、b-2、c-2 において、「あなた方は、多くの人々のように、ここまで言う方々ではない(Vous n'en êtes pas à dire comme beaucoup)」の「あなた方(Vous)」

(=陪審団) と「無実の人間が悪魔島にいるからといってそれが我々にどういう関

係があるのだ！」の「我々(nous)」(=ドレフュスの冤罪を認めていながら国家の混乱を危惧して関わりを持とうとしない人々。ゾラの陣営にとっては a-1 における「彼ら」と同列に置かれる存在。)とは明らかに対立している。つまり、a-1、b-1、c-1 から a-2、b-2、c-2 に移行する過程で、陪審員の占める位置が変化しているのである。

この変化は、法廷において陪審団に対してゾラが自らの立場の釈明をし、彼らを自己の陣営に引き寄せる目的を持ったテキストであることを考慮した時により一層明確な説明ができるだろう。a において、速記者が、我々が問題としている社会言説を全て直接話法によって引用したのは、ゾラの語調から判断したと無理なく考えられる。おそらくゾラはこの部分を、自分及び自己陣営、そして陪審団でもない、彼らに対立する存在の意見として、いわばその存在を演じて述べていたのだ。そのように振舞うことによって、陪審団をその存在から引き離す必要があった。つまり、実態はどうあれ、陪審団を自己の陣営に引き寄せるためには、まずは彼らに、まさかあなた方はそのような良識に欠けた人たちではないですよ、と念を押す必要があった。ゆえに、a においては、——法廷での弁論という性質から考えれば、当然のことではあるのだが——それまでの事件の展開を忠実に再現するというよりも、これからの展開を優位に運ぶことに重点が置かれる書き方になっているのである。そして、この社会言説の部分は、陪審団とゾラに批判的な勢力とを明確に区別するものとして速記者に理解されたのであろう。

それに対し、b、c は、目の前にいる「あなた方」陪審団をもはや説得する必要がなくなったテキストである。それゆえ、b-1、c-1 における社会言説の自由間接話法による記述は、陪審団とこのような発言をする第三者との区別を曖昧にし、この事件と同時代の人々の反応により忠実な表現方法であるといえよう。

では、なぜ b-2 と c-2 では、あえて直接話法にしたのか。ここにもまた、陪審団を発話者の方へ引き寄せる効果という点から説明がつく。b-1、c-1 の段階で、「あなた方」(=陪審団)は、ゾラの陣営なのかそれに敵対する陣営にいるのか明瞭には区別がつかなかった。それは、(引用 1) のゾラの弁論の冒頭部分が示すとおり、軍部が裁判官や陪審員に圧力をかけていたと、少なくともドレフュス派に感じられていたゆえに、ゾラはそれを許しがたい事実として、まずは記録しておく必要があった。そして、その事実を踏まえたうえで、これから歴史として刻まれる部分、つまりこのゾラ裁判において、陪審団は、ゾラに批判的な勢力と区別される必要があった。実際、この部分の前段落で、ゾラは再度陪審団を「パリの心と理性(*le cœur et la raison de Paris*)」(a. 824 ; b. 3^e colonne ; c. 102)、人民の「平均的な意見(*l'opinion moyenne*)」(a. 824 ; b. 3^e colonne ; c. 102)であるとし、この市民的良心の代表であることを思い出させている。よって、b-2、c-2 における陪審団の位置を変化させ、ゾラに批判的な

勢力から引き離しているのである。そして、この変化は、この論文が収められた論集のタイトル『前進する真実』のテーマにも一致する。つまり、真実の前進とともに、市民的良心も自覚されるという道徳的進化への期待である。陪審団の良心がめざめることにより、ドレフュス派の運動への理解を求める期待の表出なのである。

3. ヴァリアント検証(2)：事実への目配りと文体への配慮

前章で見てきたように、「陪審団への宣言」には、やがては歴史に刻みこまれるドレフュス事件の展開に忠実であろうとする姿勢と、歴史に刻みこまれるからこそ自らが身を投じた運動が正義を導くものであってほしいという希望とが確かに拮抗している。そして、事件の展開に忠実であろうとする態度は、以下の書き換えからもうかがえる。

(引用6)

- a. La preuve ! Nous savons bien où elle est, où l'on pourrait la trouver. Mais nous ne songeons à cela que dans le secret de nos âmes, et notre angoisse patriotique est qu'on se soit exposé à recevoir un jour le démenti de cette preuve, après avoir engagé l'honneur de l'armée dans un mensonge. (827)
- b. La preuve ! Nous savons bien où elle est, où l'on pourrait la trouver. Mais nous ne songeons à cela que dans le secret de nos âmes, et notre angoisse patriotique est qu'on se soit exposé à recevoir un jour le soufflet de cette preuve, après avoir engagé l'honneur de l'armée dans un mensonge. (5^e colonne)
- c. La preuve ! Nous savons bien où l'on pourrait la trouver. Mais nous ne songeons à cela que dans le secret de nos âmes, et notre angoisse patriotique est qu'on se soit exposé à recevoir un jour le soufflet de cette preuve, après avoir engagé l'honneur de l'armée dans un mensonge. (108) (下線は引用者による。)

この部分は、しばしば反ドレフュス陣営から投げかけられていた、ドレフュス無罪の証拠を出せ、という非難に対するゾラの反論である。当時陸軍側はドレフュス有罪の決定的な証拠を持っていると考えられていたため、ドレフュスを擁護する者たちはそれを無効にするような無罪の証拠を出すべきだ、という反ドレフュス陣営からの非難があった。この箇所はその非難にゾラが答えたものと思われるが、この陸軍側の証拠の一つに、アンリ少佐がでっち上げた文書、いわゆる「アンリ偽書」があった。ゾラがこの証拠がでっち上げであることを知ったのは、「私は告発する...!」

後のことであるとされているので⁶⁾、この裁判の時にはすでにその事実も知っていたと思われるし、ゾラ裁判において、この「偽書」についてペリユー将軍から不用意な発言を誘い出すことに成功し、この文書が偽書であることを公にするための大きな一歩となったというこの裁判の評価もある⁷⁾。しかしながら、この裁判中は、この「証拠」の性質をすべて明らかにすることはまだできなかった。(これが公になるのは、この時から6カ月後の1898年8月、アンリ少佐が非を認め、自殺した時である。) 加えて、ゾラ裁判中、アンリ少佐も証人として法廷に立ち、少佐が知りうる「秘密文書」の性質について、ピカール中佐そしてラボリ、クレマンソー両弁護士から激しく詰め寄られ、時にはゾラ自身が説明を求める場面もあったが、結果的に、アンリ少佐に偽書を作ったことをここで認めさせることはできなかった。それゆえにゾラも、この証拠については、慎重になったのではないだろうか。確かに、速記者の書き間違いという可能性も排除できないが、仮にこれをゾラの慎重な姿勢によるものとしておくと、もはや慎重になる必要のなくなったcにおいて再び、bの引用中の下線部「証拠による手痛いしっぺ返し(soufflet)⁸⁾」と暗示的かつ挑発的な語を使った意図は推測される。というのも、まさに「アンリ偽書」は、反ドレフュス派にとっては「手痛いしっぺ返し」であったゆえに、少々荒っぽいこの表現の方が、やはり歴史的事実の認識としては適切であるからだ。そして、もはや証拠のありかなど無意味になったことは、引用中の下線部にあるように「我々はそれがどこにあるのか、どこで見つかるのか分かっているのだ。」という反復の前半部分が削られ語調を弱めたことから読みとれる。それは、少なくともcの発表段階では、もはや偽の証拠など意味がなくなったゆえに、そのありかについて執拗に尋ねる必要もなくなったという当時の状況に適っている。

このようなわずかな変更からも、やがては歴史として記録される現実を重視する姿勢は読み取れるだろう。それはこのテキストにおいて、「私の行為を判断することは歴史に任せるし、その必要がある(je laisse à l'histoire le soin de juger mon acte)」(a. 823 ; b. 2^e colonne ; c. 101)というくだり、「では私を断罪してごらんなさい！それはさらなる過ちとなり、他の過ちに加わり、それはあなた方が歴史に対して責任を負う過ちとなるだろう。(Condamnez-moi donc! Mais ce sera une faute encore, ajoutée aux autres, une faute dont plus tard vous porterez le poids dans l'histoire)」(a. 825 ; b. 4^e colonne ; c. 105)といった、事件に関わることは全て歴史として後世に伝えられるというゾラの意識の表明とも通底するのである。

ところで、この三つのテキストを比較した時に見えるのは、そのような現実を重視する姿勢ばかりではない。ゾラが作家として、弁論の各部分の配列や文体の効果を考慮していたこともうかがえる。まず一つ目として、先に挙げた(引用2)中の

下線部を見てみよう。a のみが異なった表現をとっている。なぜここでのみこの表現が使われたかという理由は、歴史的事実からは推測しかねるが、この部分を、b、c のような表現にしたのは、修辭的な観点から説明がつく。つまり、テキストの最初から二段落目の陪審団に呼びかけるくぐりで、

(引用 7)

[...] et c'est moi seul, de mon plein gré, qui vous ai choisis, vous l'émanation la plus haute, la plus directe de la justice française, pour que la France [enfin] sache tout et se prononce. (a. 822 ; b. 1^{ère} colonne ; c. 98. 尚、c のみ鍵括弧で括った語が抜けている。)

と、「発現(l'émanation)」という言葉を使い、この最初の呼びかけと呼応させたためである。この言葉は、ゾラが陪審団を形容した最初と最後の言葉に当たるため、「宣言」の本題に入ってゆく地点と、本題から出て結論に向かってゆく地点を記す役割を果たしている。

このような論の各部の転換を分かりやすくするための処置に加え、文体への配慮による書き換えが認められる部分もある。

(引用 8)

- a. Non! non! notre désir a été de tout faciliter, de tout amortir, et si le pays est dans la peine, la faute en est au pouvoir qui, pour couvrir les coupables, et dans les intérêts politiques, a tout refusé, espérant qu'il serait assez fort pour empêcher la lumière d'être faite. (826)
- b. Non, non! notre désir a été de tout faciliter, de tout amortir, et si le pays est dans la peine, la faute en est au pouvoir qui, pour couvrir les coupables, et dans les intérêts politiques, a tout refusé, espérant qu'il serait assez fort pour empêcher la lumière d'être faite. (4^e colonne)
- c. Comment ne vous rendez-vous pas un compte exacte de la terrible crise que le pays traverse? On dit que nous sommes les auteurs du scandale, que ce sont les amants de la vérité et de la justice qui détraquent la nation, qui poussent à l'émeute. En vérité, c'est se moquer du monde. Est-ce que le général Billot, pour ne nommer que lui, n'est pas averti depuis dix-huit mois? Est-ce que le colonel Picquart n'a pas insisté pour qu'il prît la révision en main, s'il ne voulait pas laisser l'orage éclater et tout bouleverser? Est-ce que M. Scheurer-Kestner ne l'a pas

supplié, les larmes aux yeux, de songer à la France, de lui éviter une pareille catastrophe? **Non, non! notre désir a été de tout faciliter, de tout amortir, et si le pays est dans la peine, la faute en est au pouvoir qui, désireux de couvrir les coupables, et poussé par les intérêts politiques, a tout refusé, espérant qu'il serait assez fort pour empêcher la lumière d'être faite.** Depuis ce jour, il n'a manœuvré que dans l'ombre, pour les ténèbres, et c'est lui, lui seul, qui est responsable du trouble éperdu où sont les consciences.(105-106) (cの太字部分はa、bの引用に相当する箇所。尚、下線は引用者による。)

三つのテキストの下線部のうち、cのみが違う表現になっている。引用中示した通り、これらの語は、同じ段落内に既に出てきた *pousser*、*désir* という語をそれぞれ態、品詞を変えながら繰り返したものである。(二重下線部) 実際、反復は、『前進する真実』という論集全体において使われた主要なレトリックであり、その手法の多様性も認められるが、この書き換えによって生まれた反復は興味深い。この段落において、最初の二つ « *poussent* »、« *désir* »の動作主が「我々(nous, notre)」であるのに対し、繰り返された語 « *désireux* »、« *poussé* »の動作主は「権力(pouvoir)」、つまり敵対する陣営を指している。このように、同じ言葉を敵対する二つの陣営の両方に宛てることは、しばしば、「愛国」や「軍隊に対する敬意」などの言葉をドレフュス、反ドレフュス両陣営が奪い合っていたという事件の一側面に呼応している。その上、事件において、これらの言葉はそれぞれの陣営で異なる意味を持っていたこと⁹⁾、それゆえに敵方がその言葉を発する度に、その使用法を誤ったものとして激しく訂正を求めあっていたという事実にも呼応している。そして、ここでの *pousser*、*désir* という語の反復は単なる反復ではない。自己の陣営に属する方は、動詞の能動態と名詞であるのに対し、敵陣営の方は、名詞の性数の影響を受ける性質のある形容詞と動詞の受動態で反復させている。このように、ゾラは、敵方に宛てた言葉を従属的な、あるいは受動的な用法で繰り返すことにより、自己の陣営を優位に立たせている。さらにこの傾向は、このパラグラフ最後にも認められる。すなわち、引用中の点線部、「光(lumière)」をもたらす我々と、「陰(ombre)」や「闇(ténèbres)」で暗躍する敵陣営との対立である。事実、『前進する真実』という論集の前半は、この光(=ドレフュス陣営)と陰(=軍関係者とその支持者たち)とが対立的に配置されており、「陪審団への宣言」においても、この段落の他、第四段落目においても、この対立関係を再登場させている。

しかしながら、この論の目的は、この対立関係を強調することではない。ここでゾラが語りかけているのは、対立する陣営のどちらの正統性を認めるのかを決定しよ

うとしている陪審団である。そこでゾラは、陪審団を真実と正義に忠実な市民の代表として敬意を表することからはじめる。まず最初に、軍部が陪審団の「至高の制御力(contrôle souverain)」、「選ばれた人民による法(loi du peuple élu)」(a. 822 ; b. 2e colonne ; c. 99)を恐れていると説くことにより、陪審団を原告(=軍部)と被告(=ゾラ)より優越する位置につけ、その上で、ゾラは陪審団の「良心(conscience)」(a. 821,822, 823 ; b. 1^{ère} et 2^e colonne ; c. 97, 98, 100)や「良識(bon sens)」(a. 822 ; b. 2^e colonne ; c. 99)、「公正さ(justice)」(a. 823 ; b. 2^e colonne ; c. 100)、「パリの心と理性(le cœur et la raison de Paris)」(a. 824 ; b. 3^e colonne ; c. 102)に期待し、彼らが「人民(le peuple)」(a.822 ; b. 2^e colonne ; c. 99)の具現であり、その「平均的な意見(l'opinion moyenne)」(a. 824 ; b. 3^e colonne ; c. 102)を示すものと訴えている。「良心」や「理性」「公正さ」はドレフュス派がドレフュスの再審を求める際にしばしば使った語彙であるゆえに、陪審団をこのように呼ぶことで、自己の陣営に取り入れているともいえよう。さらにこのことは、陪審団を、「ランプの下に見ている」と言う時にも、暗示的に表れる。

(引用9)

Je vous vois dans vos familles, le soir, sous la lampe ; je vous entends causer avec vos amis, je vous accompagne dans vos ateliers, dans vos magasins. (a. 824 ; b. 3^e colonne ; c. 103)

このランプのイメージは、この「宣言」の約一年半後、ドレフュスに恩赦が下った際にその夫人に宛てた「アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙(Lettre à Madame Alfred Dreyfus)」においてとりわけ繰り返される幸福な家庭のイメージである。このランプの明かりは、ゾラが敵対する軍部の暗い影のイメージはないが、かといって「完全なる解明(toute la lumière)」(a. 822 ; b. 2e colonne ; c. 99)を求め、かつそれをもたらすものと自認するドレフュス派のまばゆいばかりの光の強さもない、いわば、その強い光を受けているイメージである。陪審団をドレフュス派の光の下に置くことによって、このテキストの上では、彼らをその陣営に取り込んでいるのである。

おわりに

このように、「陪審団への宣言」には、この時点での事件の真実に対応させるといふ配慮とともに、被告人として裁判を優位に運ぼうという意図や、作家としての文体への配慮もうかがえる。

また、光のドレフュス派對閥の反ドレフュス派という論集前半の対立関係に加えて新たに登場した陪審団のランプの明かりのイメージには、注意が必要だろう。先に述べたとおり、これは平和な家庭のイメージであるが、これは、完全に肯定的な価値を持つものではない。このイメージの直後には、(引用5)の「『無実の人間が悪魔島にいたからといってそれがどうした！一人の人間の利害は、一つの偉大な国をこのように動揺させるまでもないだろう』や、「家族を安心させたいとの願い、再び仕事に就く必要、私(=ゾラ)を叩くことで、フランスの利益を害する再審請求の運動を止めると信じていること (le désir de calmer les vôtres, le besoin que les affaires reprennent, la croyance qu'en me(=Zola) frappant[,] vous arrêterez une campagne de revendication[,] nuisible aux intérêts de la France)」(a. 824 ; b. 3^e colonne ; c. 104¹⁰)という正義と真実は二の次にして事件を終わらせ平穏さを取り戻したいという陪審団の心の動きが続く。この展開は、このランプのイメージが再度登場する「アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙」において、このイメージが、家族のもとに戻り家庭的平和を取り戻したドレフュスの家庭を描写する際に使われた後、恩赦というゾラを含めたドレフュス派の一部にとっては容認できない措置に対するやり切れない思いと無罪を勝ち取る運動を続行する意思の表明が続くという展開と同じである。このランプの光は、確かに正義と真理を求める運動がもたらした光ではあるが、正義と真理の光とは同一ではなく、いわば派生的に現れた光、無罪獲得まで徹底的に戦おうとするドレフュス派にとっては困惑を覚える光なのである。このような敵対する二つの主張の傍らに出現したもう一つの勢力の存在は、「元老院への手紙」と「共和国大統領ルーベ氏への手紙」において、批判的に使われる「鎮静化(apaisement)」という言葉をめぐる議論にも現れる。そこでは、ドレフュス無罪を主張するドレフュス派とあくまでもドレフュス有罪を譲らない反ドレフュス派という二項対立の前半から、ドレフュスの無罪は認めるが、再審には賛成しないという第三の勢力、そして恩赦という第三の解決法が出現する。温かい家庭のランプの下にいる陪審団のイメージは、恩赦によって家族のもとに帰ったドレフュスのイメージを先取りし、恩赦による事件の理不尽な「鎮静化」を予告している。その意味で、「陪審団への宣言」は、事件の一つの転換点を予告していると同時に、『前進する真実』という論集においても、反ドレフュス派に対する抗議から恩赦という妥協的な解決策に対する怒りという論調の転換点ともなっていると言えよう。

注

1) 以下の文献を参照されたし。Henri Mitterand, Zola. *L'histoire et la fiction*, Puf, 1990.

Alain Pagès, « Le Discours argumentatif de “J’accuse” », in *Jean Jaurès. Cahiers trimestriels*, 151, 2000, p. 23-30. ID., « La Rhétorique de “J’accuse” », in Hélène Millot et Corinne Saminadayar-Perrin (s.l.d.), *Spectacles de la parole*, Saint-Etienne : Éditions des Cahiers intempestifs, 2003, p. 135-146. Ursula Bähler, « Sur les traces naturalistes de La Vérité en marche », in *Les Cahiers naturalistes*, p. 83-108. Étienne Barilier, *Ils liront dans mon âme : les écrivains face à Dreyfus*. Genève, Édition Zoé, 2008. また、1998年には、ゾラ研究の専門誌 *Les Cahiers naturalistes* が、「共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙」の発表百年を記念した特集を組んでいる。

²⁾ Émile Zola interviewé par Philippe Dubois, « Chez Émile Zola à Médan », *L’Aurore*, 29 juillet 1899. In Émile Zola, *Œuvres complètes*, tome 18, Nouveau monde éditions, 2008, p. 606. [以下、この全集は、OCNM と省略し、引用後には巻号とページのみ記す。]

³⁾ この「宣言」を述べる前に、すでに書いてきたものを読みあげるだけなので時間をとらないことを、ゾラは裁判長に申し出、このテキストを読む許可を得ている。Cf. « Déclaration de M. Émile Zola », in *Le Procès Zola, 7 février – 23 février 1898 devant la cour d’assises de la Seine, compte rendu sténographique « in-extenso »*, Stock, 1998, p. 821.

⁴⁾ Voir Émile Zola, *L’Assommoir*. In Zola, *Les Rougon-Macquart*, tome II, études notes et variantes établies par Henri Mitterand, Gallimard : Bibliothèque de la Pléiade, 1990, p. 635-636.

⁵⁾ Voir Émile Zola, *Le Ventre de Paris*, In Zola, *Les Rougon-Macquart*, tome I, études notes et variantes établies par Henri Mitterand, Gallimard : Bibliothèque de la Pléiade, 1990, p. 828-829.

⁶⁾ Cf. Alain Pagès, « Lire « J’accuse »... », in *Les Cahiers naturalistes*, 1998, p. 55 ; Nelly Wilson, « Paroles et silences dans « J’accuse »... », in *Les Cahiers naturalistes*, 1998, p. 70-71.

⁷⁾ 参照：ゾラ『時代を読む 1870-1900』、小倉孝誠、菅野賢治編訳、藤原書店、ゾラ・セレクション10、2002年、283頁。

⁸⁾ soufflet は元来「侮辱」や「平手打ち」の意味だが、ここでは、ドレフュス事件の展開における「アンリ偽書」の顛末によりふさわしいと思われる菅野賢治氏の訳を用いた。参照：前掲書、296頁。

⁹⁾ 例えば、ドレフュス派にとって、愛国とは自由と民主主義によって成立したフランス共和国という普遍的な価値を持つ国家に対する愛情であるのに対し、反ドレフュス派にとってのそれは民族的な意識に由来する国家に対する敬愛を意味していた。参照：寺田光徳「作家ゾラをとおしてみたナショナリズムの変質」、弘前大学国際社会研究会『国民国家の動揺』、水星社、2001年。182-236頁。

¹⁰⁾ 尚、丸括弧内の等号と単語は引用者による加筆。また、最初の鍵括弧内の読点は、a のみに欠けており、二つ目の鍵括弧内の読点は a のみ付されている。この二つ目の読点の有無は興味深い。a において nuisibleなのは「運動」であるのに対し、b、c においては「再審請求」そのものが有害になってしまう。再審請求は、当時においても市民に平等に認められた権利であるゆえ、速記者は再審請求という権利の方にこの形容詞がかからないように、この問題箇所を読点を打ったのだろう。それに対して、ゾラがこの請求自体を「有害な」と形容させるような読点を打ったことは、このような意見を発する彼の敵対勢力は、そのような認められた権利をも「有害」だと言うような理不尽な勢力だと誇張するためだろうか。